

# 事務処理規程

(趣 旨)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会会長の職務権限に属する事務処理の決裁、専決、代決等について定め、事務の効率化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

**第 2 条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会長の権限に属する事務について、常時会長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者又は専決権限が不在のとき、臨時にこれらの者に代わって決裁することをいう。

(事務の代決)

**第 3 条** 会長が不在のときは、あらかじめ会長の指定した順位に従って副会長がその事務を代決することができる。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、常務理事がその事務を代決することができる。
- 3 常務理事が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。
- 4 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

**第 4 条** 前条の代決は、急施を要するもの（特に重要又は異例と認められるものを除く）又は、あらかじめ決裁責任者の指示を受けたものに限るものとする。

(後閲等)

**第 5 条** 代決した事項については、すみやかに当該事務の決裁責任者に報告し、後閲を受けなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(常務理事の専決事項)

**第 6 条** 常務理事の専決事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 嘱託職員の採用に関する事
- (2) 職員の昇任、昇級、昇格、休職及び異動等に関する事
- (3) 事務局長の年次有給休暇等の取得に関する事
- (4) 事務局長の旅行命令に関する事
- (5) 金銭出納員の任命に関する事
- (6) 1 件 1 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満の契約及び支出に関する事
- (7) 生活福祉資金の特例貸付に係る債権等の免除・効力の変更に関する事

- (8) 100万円以上の固定資産等の取得、改良、処分に関する事
- (9) 1件100万円以上の収入の申請及び受入に関する事（ただし、寄附金を除く）
- (10) 1件100万円未満の寄附金の受納に関する事
- (11) 100万円以上5,000万円未満の予算流用に関する事
- (12) 要綱、要領等の制定及び改廃に関する事
- (13) 重要な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事
- (14) 前各号に順ずる事項に関する事

（事務局長の専決事項）

**第7条** 事務局長の専決事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 期間契約職員の採用に関する事
- (2) 職員の諸手当の認定に関する事
- (3) 職員の福利厚生に関する事
- (4) 課長、所長及び室長の年次有給休暇の取得に関する事
- (5) 職員の特別休暇及び傷病休暇の取得に関する事
- (6) 課長、所長及び室長の時間外勤務の命令に関する事
- (7) 課長、所長及び室長の旅行命令に関する事
- (8) 職員の服務に関する事
- (9) 1件10万円以上100万円未満の契約及び支出に関する事
- (10) 10万円以上100万円未満の固定資産等の取得、改良、処分に関する事
- (11) 固定資産の維持管理に関する事
- (12) 物品の維持管理に関する事
- (13) 1件10万円以上100万円未満の収入の申請及び受入に関する事（ただし、寄附金を除く）
- (14) 100万円未満の予算流用に関する事
- (15) 定例的な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事
- (16) 後援名義に関する事
- (17) 事業計画の変更、中止に関する事
- (18) 現金及び有価証券等の保管に関する事
- (19) 前各号に準ずる事項に関する事

（経理担当課長の専決事項）

**第8条** 経理担当課長の専決事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 1件10万円未満の契約及び支出に関する事
- (2) 10万円未満の固定資産等の取得、改良、処分に関する事
- (3) 不要物品の売却及び破棄に関する事
- (4) 1件10万円未満の収入の申請及び受入に関する事（ただし、寄附金を除く）

(課長、所長及び室長の専決事項)

**第9条** 課長、所長及び室長の専決事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所属職員の年次有給休暇の取得に関する事
- (2) 所属職員の時間外勤務命令に関する事
- (3) 所属職員の旅行命令に関する事
- (4) 軽易な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事。
- (5) 所属職員の事務分担に関する事
- (6) 所属する業務の執行管理に関する事

(専決の制限)

**第10条** 前3条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

(委任)

**第11条** この規程の定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成3年9月1日から施行する。
- 3 平成3年9月1日施行の決裁規程は平成21年3月31日に廃止する。
- 4 この規程は、平成21年3月24日より施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 5 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和5年4月1日から施行する。